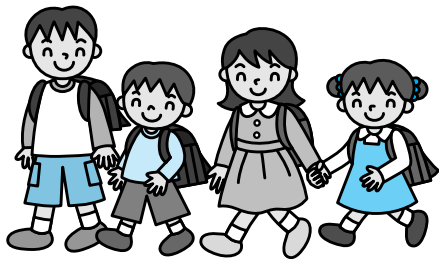


平成23年度

# 交通災害共済のしおり



鳥取中部ふるさと広域連合

～もくじ～

はじめに	1
交通災害共済の目的	2
加入資格	2
共済期間	2
加入申込みの方法	3
共済掛金	4
見舞金の支給対象となる事故	5
見舞金の支給対象とならない事故	7
不支給及び支給制限になるもの	7
共済見舞金の差額支給	8
共済見舞金	9
共済見舞金の請求方法	10
共済見舞金の請求期間	10
遺児見舞金	11
遺児見舞金の請求期間	11
遺児見舞金の請求方法	11
加入・支給状況	12

## ☆ はじめに

私たちの身の周りの交通事故は、懸命の努力にも関わらず減少しない状況にあります。

交通災害共済制度は、不幸にして交通事故に遭いお困りの方々のため、昭和43年4月から制度を設け、多くの方々にご活用いただいております。今日に至るまで、掛金や見舞金の改定等給付内容の充実を図り、地域住民の相互扶助制度として順調に運営されています。

交通事情はますます複雑化し、いつどんな所で自分や家族が交通事故の被害者になるかわかりません。

万一の事故に備えて、ご家族の皆様で交通災害共済に加入しましょう。

全員加入で  
大きな安心

## ご家族皆様の安心のために



## ☆ 交通災害共済の目的

鳥取県中部地区（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町）にお住まいの方で、交通事故により災害を受けられた方の救済を行い、それをもって住民の方々の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

## ☆ 加入資格

倉吉市並びに東伯郡に住民登録または、外国人登録されている方は、どなたでも加入できます。

（平成23年3月31日までに転出される方は、加入資格がありません。ただし平成23年4月1日であれば、加入者が共済期間中に倉吉市、東伯郡以外へ転出されても共済の効力があります。）

## ☆ 共済期間

- ①平成23年4月1日までに加入手続きをされた方は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。
- ②中途加入の場合は、申込みの翌日から平成24年3月31日までとなります。

## ☆ 加入申込みの方法

加入申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて、取りまとめのお世話をしてくださる方々（区長、班長、交通安全母の会等）や各市町役場の担当窓口でお申込みください。

※随時、各市町役場窓口・鳥取中部ふるさと広域連合（事務局総務課）窓口で加入手続きができます。

### ※加入申込ハガキ、加入者証の直接自宅郵送について

加入申込ハガキ、加入者証の直接自宅郵送を希望される場合は、各市町役場窓口・鳥取中部ふるさと広域連合（事務局総務課）窓口へ申込みを行ってください。

### ※ 申込みのときの注意

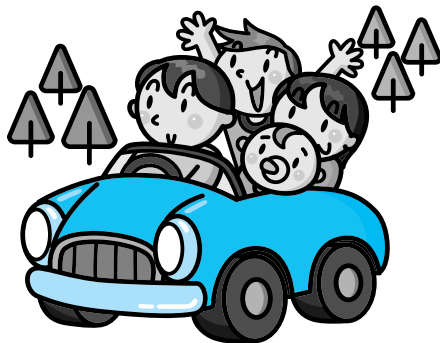
- ・ 1種、2種のどちらかを1人につき1口選択してください。
- ・ 1年単位の共済制度なので、5年、10年というような長期間の一括加入はできません。
- ・ 共済掛金には割引、割増しの制度はありません。
- ・ 共済期間中の解約・掛金の返納はできません。

## ☆ 共済掛金

種 別 \ 加入月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
第1種(大人・小人とも)	500円	400円	300円	200円
第2種(大人・小人とも)	1,000円	800円	600円	400円

- ※ 期間途中の種別変更について  
1種から2種への種別変更ができます。  
(共済期間の途中でも可能です)  
ご希望の方は変更月の掛金の差額を市  
町役場担当窓口で納付し、手続きを行っ  
てください。

旅行にも  
安心が付く



## ☆ 見舞金の支給対象となる事故

車両、船舶または航空機の交通により発生した人身事故で、日本国内で発生した事故が対象となります。ただし、航空機の事故については、国外で発生したものも対象となります。

- ・ 車両とは、

道路交法第2条第8号	} の適用を受けるもの
(「身体障害者用の車いす」を含む)	
鉄 道 事 業 法	}
軌 道 法	
- ・ 船舶とは、海上運送法第2条第4項及び第6項並びに漁船法第10条第1項に規定されるもの
- ・ 航空機とは、航空法第2条第1項に規定されるもの

なお、車両は道路法第2条第1項に規定された道路、道路運送法第2条第8項に規定された自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所で運行中の事故、列車等についても運行中であることが支給の対象となります。また、船舶または航空機では航行中となります。

運行中・航行中とは、車両・船舶または航空機を本来の用い方に従って用い、現に動いている状態をいいます。

◎このような場合も見舞金の対象です。

- ・車両相互の事故だけでなく、自転車に乗車中ハンドル操作を誤り転倒したような車両単独事故。
- ・自動車やバスに乗車中、急停車したため車内の座席などにぶつかってけがをした場合。
- ・不特定多数の人が出入り可能な駐車場で事故を起こした場合。
- ・自動車のはねた石によって負傷した場合。
- ・国内の旅行先で起こった交通事故。(航空機事故については国外でも対象になります。)
- ・モノレール、ケーブルカー、ロープウェイや定員13人以上の渡し船、川下り観光船等の事故。
- ・交通事故に遭い、何週間か経過した後、身体に異常を感じたため治療を受け、交通事故による負傷であると確認された場合。
- ・交通事故で見舞金を受け取り、その後同じ年度内に別の交通事故で見舞金の請求をする場合。  
(共済期間中の事故であれば、何度でも見舞金を支給します。)

## ☆ 見舞金の支給対象とならない事故

このような場合には見舞金をお支払いできません。

- ・ 車両に関係のない、歩行中または乳母車等を引いていて転んだもの。
- ・ 停車中の自動車やバスなどに乗り降りしていてけがをしたもの。
- ・ 停止している自転車やバイクなどが倒れてきてけがをしたもの。
- ・ 田畑での事故、漁船などの作業中に起こった事故及び修理工場の作業中の事故。
- ・ 遊園地での乗り物や三輪車・補助輪付きの子ども自転車での事故。
- ・ 農耕車（小型特殊自動車等）のナンバープレートの無い車両（無届車両）の事故。
- ・ その他、広域連合長が特に不相当と認める事故（交通法令等違反等）

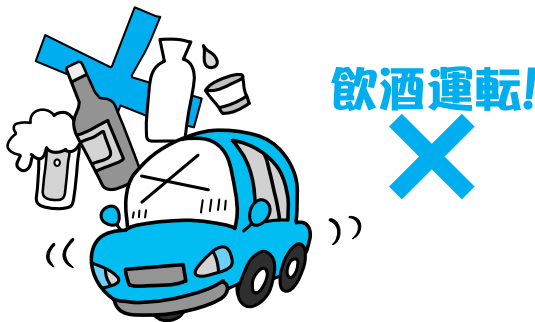
## ☆ 不支給及び支給制限になるもの

- ・ 天災や不正等があったとき → 不支給または一部減額
- ・ 自殺行為、飲酒運転、無免許運転、最高速度制限違反運転 → 不支給  
（ただし、死亡のときは、所定の共済見舞金の20%以内で支給）
- ・ 飲酒、無免許、最高速度制限違反運転に同乗 → 50%減額
- ・ 証人（目撃者）による事故証明書 → 20%減額
- ・ その他、広域連合長が特に不相当と認める事故 → 不支給または一部減額

## ☆ 共済見舞金の差額支給

治癒したと思って見舞金を受け取った後、予想外に悪化して治療を要した場合、前後の治療日数を合計して等級移行すれば、差額を支給します。新たに通院されたことを示す治療証明書を見舞金の請求書に添えて、差額請求してください。

※（例）入院、通院日数の合計が68日で11等級（第2種）11万円の支給を受けたあと、同一の傷害でさらに5日通院した場合、合計が68日＋5日＝73日となり、10等級14万円の差額である3万円を支給します。



## ☆ 共済見舞金

区 分	災 害 の 程 度 (治 療 実 日 数)	見 舞 金	
		第 1 種	第 2 種
1 等 級	死亡、自賠法1級障害	1,000,000円	2,000,000円
2 等 級	自賠法2級、3級障害	500,000円	1,000,000円
3 等 級	301日 ~ 365日	330,000円	660,000円
4 等 級	241日 ~ 300日	220,000円	440,000円
5 等 級	211日 ~ 240日	165,000円	330,000円
6 等 級	181日 ~ 210日	140,000円	280,000円
7 等 級	151日 ~ 180日	120,000円	240,000円
8 等 級	121日 ~ 150日	100,000円	200,000円
9 等 級	91日 ~ 120日	85,000円	170,000円
10 等 級	71日 ~ 90日	70,000円	140,000円
11 等 級	51日 ~ 70日	55,000円	110,000円
12 等 級	31日 ~ 50日	40,000円	80,000円
13 等 級	21日 ~ 30日	30,000円	60,000円
14 等 級	15日 ~ 20日	22,000円	44,000円
15 等 級	8日 ~ 14日	17,000円	34,000円
16 等 級	1日 ~ 7日	12,000円	24,000円

## ☆ 共済見舞金の請求方法

下記の用紙を各市町役場担当窓口に提出してください。

(各用紙は各市町役場担当窓口にあります。)

- ①交通災害共済見舞金請求書 (様式第3号)
- ②自動車交通安全センター等の事故証明書または証人 (目撃者) による証明書 (様式第4号)
- ③医師による治療証明書 (様式第5号)
- ④加入者証
- ⑤印鑑

※ 場合により、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※ 共済見舞金の請求者は受傷者本人ですが、受傷者が未成年の場合は親権者が請求者となります。死亡の場合は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順で同居の人を優先し、同順位の人が2人以上いるときは代表者を決めて請求してください。この場合、一人に対して支給すれば、全員に対して支給したものとみなします。

※ 事情により医療機関を転院する場合には、新しい医療機関へ前の医療機関の診断書を示すなどして、受診の原因が交通事故によるものであることを説明してください。



## ☆ 共済見舞金の請求期間

必ず事故にあった日から 1年以内 です。(1年を経過してからの請求はすべて無効となります。)

## ☆ 遺児見舞金

共済加入者である父、母または広域連合長の認める主たる扶養者が、不幸にして交通事故により死亡された場合、その方と生計を一にしていた義務教育終了前の子（遺児）に対し見舞金を支給します。

※ 遺児となった子が未加入であっても、死亡された父母等が加入者であれば支給します。

区 分	見 舞 金	
	第1種	第2種
遺児1人につき	100,000円	200,000円



## ☆ 遺児見舞金の請求期間

共済見舞金と同じく、事故にあった日から 1年以内 です。

(1年を経過してからの請求はすべて無効となります。)

## ☆ 遺児見舞金の請求方法

所定の請求書（様式第7号）のほか共済見舞金の請求方法と同じですが、ほかに死亡診断書と戸籍謄本等が必要です。ただし、共済見舞金と同時に請求される場合には、添付書類を省略することができます。※ 遺児見舞金の請求者は遺児の親権者または後見人です。

## ☆ 加入・支給状況

市町名	平成19年度				平成20年度				平成21年度			
	加入者数	加入率	支給件数	見舞金	加入者数	加入率	支給件数	見舞金	加入者数	加入率	支給件数	見舞金
	人	%	件	千円	人	%	件	千円	人	%	件	千円
倉吉市	28,432	54.7	154	11,964	27,318	53.2	173	11,046	26,934	52.8	150	6,481
湯梨浜町	11,569	64.3	45	2,063	11,112	62.3	41	1,021	10,905	61.2	45	2,514
三朝町	5,625	74.1	23	964	5,383	71.8	22	1,699	5,174	69.5	13	2,086
北栄町	10,884	66.0	49	3,518	10,397	63.8	53	4,736	10,360	63.6	59	3,999
琴浦町	15,079	75.7	71	8,860	14,410	73.7	79	2,785	14,035	72.6	48	4,312
計	71,589	62.8	342	27,369	68,620	61.0	368	21,287	67,408	59.9	315	19,392

☆ 平成21年度見舞金支給件数（等級別）

	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
第 1 種	5					1	2	2
第 2 種	1		1			2	1	1
計	6	0	1	0	0	3	3	3

	9 等級	10等級	11等級	12等級	13等級	14等級	15等級	16等級	合計
第 1 種	7	6	9	11	15	8	26	78	170
第 2 種	5	6	8	9	15	12	17	67	145
計	12	12	17	20	30	20	43	145	315

☆お問い合わせ先

倉吉市役所：総合政策課 ☎0858-22-8159

湯梨浜町役場：総務課 ☎0858-35-3111

三朝町役場：総務課 ☎0858-43-1111

北栄町役場：総務課 ☎0858-37-3111

琴浦町役場：商工観光課 ☎0858-55-7801

鳥取中部ふるさと広域連合  
事務局総務課 ☎0858-36-5211